明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（一一）　二
○検疫法施行令の一部を改正する政令（一二）　二
〔省　令〕
○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（厚生労働九）　六
○検疫法施行規則の一部を改正する省令（同一〇）　六

本号で公布された法令のあらまし

◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（政令第一一号）（厚生労働省）

1　新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第八項の指定感染症として定めることとした。（第一条関係）

2　法第七条第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とすることとした。（第二条関係）

3　新型コロナウイルス感染症については、法第八条第一項、第一二条（第四項及び第五項を除く。）、第一五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第一〇号に係る部分に限る。）、第一六条から第二五条まで、第二六条の三から第三〇条まで、第三四条、第三五条、第三六条（第四項を除く。）、第三七条、第三八条第三項から第六項まで及び第九項、第三九条第一項、第四〇条から第四四条まで、第五七条（第四号から第六号までを除く。）、第五八条（第八号、第九号、第一一号、第一三号及び第一四号を除く。）、第五九条、第六一条第二項及び第三項、第六三条、第六三条の二、第六四条第一項、第六五条、第六五条の三並びに第六六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用するとともに、所要の読替えをすることとした。（第三条関係）

4　3において準用する法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定することとした。（第四条関係）

5　この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行し、2に規定する期間の末日限り、その効力を失うこととした。

◇検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第一二号）（厚生労働省）

1　検疫法第二条第三号の政令で定める感染症として新型コロナウイルス感染症を定めることとした。（第一条関係）

2　新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査の手数料を四、二〇〇円と定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。